

各府省におけるハラスメント防止対策の実施状況について

(令和2年度)

【斜体の数字は前回調査数字(平成30年度)】

苦情相談件数

I 各府省における苦情相談件数(令和2年度)(※1)

	セクシュアル・ハラスメント	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	パワー・ハラスメント
苦情相談件数	172 件	13 件	677 件
平成30年度	183	7	283
うち相談員経由(※2)	73 件	3 件	232 件
平成30年度	85	5	112

(※1)相談内容が複数のハラスメントに該当する場合は、それぞれ1件として算出している。

(※2)相談員が相談者の了解を得て人事当局と連携して対応したことにより人事当局が把握しているもの。

研修関係

II 各府省が所属職員を対象に実施した研修の総コース数及び受講した人数(令和2年度)

	実施コース数(※3)	受講人数(※4)
ハラスメント防止を含む研修	469 コース	318,882 人
平成30年度	902	236,139
セクシュアル・ハラスメントを含む研修(※5)	445 コース	303,384 人
平成30年度	847	234,145
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを含む研修(※3)	406 コース	298,210 人
平成30年度	567	203,871
パワー・ハラスメントを含む研修(※5)	450 コース	303,929 人
平成30年度	717	217,998

(※3)人事当局が受講人数を把握していない研修も実施コース数には含まれている。

(※4)人数は各府省報告による延べ人数。

(※5)一つの研修で複数のハラスメント防止の内容を含むものについては、それぞれのハラスメントの研修にコース数と人数を計上している。

III 本府省職員を対象として行われた研修の種類別府省庁数(令和2年度)(※6)

	セクシュアル・ハラスメント	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	パワー・ハラスメント
1. 新規採用職員を受講対象者に含む研修(※7)	41 府省庁	41 府省庁	41 府省庁
平成30年	36	35	32
2. 新たに係長になった者を受講対象者に含む研修(※8)	41 府省庁	41 府省庁	41 府省庁
平成30年	40	40	39
3. 1、2を除く非管理職を受講対象者に含む研修	38 府省庁	38 府省庁	39 府省庁
平成30年	40	39	40
4. 準課長級職員を受講対象者に含む研修	38 府省庁	38 府省庁	39 府省庁
平成30年	41	39	40
5. 課長級職員を受講対象者に含む研修	41 府省庁	40 府省庁	41 府省庁
平成30年	39	33	39
6. 指定職職員を受講対象者に含む研修	39 府省庁	38 府省庁	40 府省庁
平成30年	38	28	37
7. 全職員を受講対象者とする研修(※9)	27 府省庁	27 府省庁	27 府省庁
平成30年	22	22	22
8. 相談員を受講対象者とする研修	6 府省庁	5 府省庁	5 府省庁
平成30年	13	13	13

(※6)令和2年度 全体で43府省庁。

(※7)令和2年度に新規採用職員がいた府省庁は41府省庁。

(※8)令和2年度に新規監督者がいた府省庁は41府省庁。

(※9)1～6の研修にも計上している。

(※6)平成30年度 全体で42府省庁。

(※7)平成30年度に新規採用職員がいた府省庁は38府省庁。

(※8)平成30年度に新規監督者がいた府省庁は40府省庁。

(※9)1～6の研修にも計上している。